附則第三十二条第五項	第一項、第三項又は	第一項又は改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される第三項若しくは
	法附則第五十二条第一項から第三項まで	法附則第五十二条第一項又は地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項若しくは第三項
附則第三十二条の二第一項	前条第四項	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される前条第四項
附則第三十二条の二第二項	法附則第五十四条第三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第三項
附則第三十三条第二十項	法附則第五十六条第十三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十三項
	同条第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十三条第二十一項及び第二十二項	法附則第五十六条第十三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十三項
附則第三十三条第二十三項	法附則第五十六条第十四項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十四項
	同条第十四項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十三条第二十四項	法附則第五十六条第十四項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十四項
附則第三十三条第二十六項	法附則第五十六条第十五項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十五項
	同条第十五項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十三条第二十八項	法附則第五十六条第十五項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十五項
附則第三十三条第二十九項	、第十七項、第二十項、第二十三項又は第二十六項	若しくは第十七項又は改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される第二十項、第二十三項若しくは第二十六項
	第十五項まで	第十二項まで又は地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十三項から第十五項まで
附則第三十四条第四項	法附則第五十七条第六項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項
	同項各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十四条第五項	法附則第五十七条第七項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第七項
	同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十四条第七項	法附則第五十七条第八項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項
	同項各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十四条第八項	法附則第五十七条第九項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第九項
	同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十四条第九項	、第三項若しくは第四項又は第一項、第二項、第四項	若しくは改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される附則第三十二条第三項若しくは第四項又は第一項若しくは第二項若しくは改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される第四項
	第九項まで	第三項まで又は地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第四項から第九項まで
附則第三十四条第十項	法附則第五十七条第十三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年八月十二日

内閣総理大臣　菅　直人

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百五十九号

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第六条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「平成二十三年八月三十一日」を「平成二十四年八月三十一日」に改める。

別表中「四・一％」を「一・七％」に改める。

附　則

この政令は、平成二十三年九月一日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　直人